

射水市大口径水道メータースマート化業務公募要領

1. 業務の目的

本業務は、口径50mm以上の電子式水道メーターに付属する隔測表示器設置柱(以下「ポール」という。)にスマートメーター用無線通信端末(以下「NCU」という。)を設置することにより、水道の利用状況を遠隔から確認する水道検針自動化システム(以下「システム」という。)を整備し、水道事業運営の効率化と利用者サービスの向上を図ることを目的とする。

本業務においては、NCU 及びシステム性能とともに提案による拡張性を総合的に判断するため、公募型プロポーザル方式により受注者を選定するものとする。なお、NCU 設置施工業務については、対象水栓との日程調整及び接続確認を重視し、当該業務の付帯業務とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名称 射水市大口径水道メータースマート化業務

(2) 業務内容

別紙「射水市大口径水道メータースマート化業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 業務期間 契約締結日から令和7年3月21日まで

3. 募集及び選定等の日程

項目	日程
募集公告及び公募要領等の公表	令和6年7月5日(金)
質問受付及び 対象水栓情報申請期間	令和6年7月8日(月)～ 令和6年7月12日(金)まで
質問への回答公表	令和6年7月19日(金)
参加資格確認申請書の受付期間	令和6年7月22日(月)～ 令和6年7月26日(金)まで
参加資格審査結果の通知期間	令和6年7月29日(月)～ 令和6年7月31日(水)まで
業務提案書の提出期間	令和6年8月1日(木)～ 令和6年8月9日(金)まで
一次審査(事務局質疑)期間	令和6年8月13日(火)～ 令和6年8月23日(金)まで
二次審査(プレゼンテーション)	令和6年9月6日(金)
選考結果の通知	令和6年9月中旬
契約締結	令和6年9月下旬

4. 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

射水市入札参加資格停止要領(平成18年告示第174号)に規定する入札参加資格制限期間中の者でないこと。

会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き、又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産開始手続きがなされていないこと。

応募資格確認基準日において、国税、県税及び市税の滞納がないこと。

役員等(応募事業者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

5. 質問受付及び回答等

本業務の公募要領、仕様書及び評価基準(以下「公募要領等」という。)に関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 受付期間 令和6年7月8日(月)～令和6年7月12日(金)まで

(2) 提出方法

公募要領等に関する質問書【提出書類様式1】に必要事項を記入し、電子メールにより「10. 本業務に関する問合せ先」へ提出すること。その他の方法による申し込みは認めないものとする。また、電子メール件名は「公募要領等に関する質問」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。なお、質問書は市ホームページからダウンロードしたものを使用し、ファイル形式を変更せずに添付すること。

(3) 質問に対する回答

公募要領等に関する質問への回答は、質問者を匿名化し、令和6年7月19日(金)に市のホームページを通じて行うものとする。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する質問等については、当該質問者のみに書面回答する。

6. 対象水栓情報の開示

仕様書5「NCU 設置対象水栓」の情報は、質問受付期間中に対象水栓情報申請書【提出書類様式2】を電子メールにより「10. 本業務に関する問合せ先」へ提出した者に対し、順次提供するものとする。なお、当該情報は、射水市個人情報保護法施行条例をはじめとした関係諸法令を遵守し、上下水道使用者の情報管理を徹底すること。

7. 参加資格確認申請書等の受付及び審査結果の通知

プロポーザルへの参加希望者は、参加表明書及び参加資格確認申請書を、次のとおり提出す

ること。

(1) 提出期間 令和6年7月22日(月)～令和6年7月26日(金)まで

持参による受付時間は9時から17時まで(12時から13時までの時間を除く)

(2) 提出書類 提出書類様式3及び添付書類

(3) 提出方法

「10. 本業務に関する問合せ先」へ提出日時を事前通知し、持参又は郵送(書留)により提出すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果については、申請事業者に対し、令和6年7月31日(水)までに「参加資格確認結果通知書」により通知する。なお、資格を有していないと認められた申請事業者に対しては、理由を付して通知を行うものとする。

参加資格確認結果の通知により、資格を有していないとされた申請事業者は、市に対して参加資格確認結果に関する説明要求書【様式5-1】により、説明を求めることできる。市は当該事業者に対して書面により回答するものとする。

(5) 参加の辞退

参加表明書を提出した者が辞退する場合は、業務提案書の提出期間末日までに参加辞退届【様式5-2】を持参により「10. 本業務に関する問合せ先」へ提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、提出時に委任状を併せて持参すること。

8. 業務提案書の受付

市より参加資格を有する旨の通知を受けた事業者は、業務提案書及びその他必要書類(以下「業務提案書等」という。)を次のとおり提出すること。

(1) 提出期間 令和6年8月1日(木)～令和6年8月9日(金)まで

受付時間は土曜日、日曜日を除く9時から17時まで(12時から13時までの時間を除く)

(2) 提出方法

「10. 本業務に関する問合せ先」へ提出日時を事前通知し、持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、提出時に委任状を併せて持参すること。

(3) 業務提案書の構成

業務提案書の構成は、次のとおりとし、表紙【様式4-1】を添付すること。

No	項目	備考	業務区分
1	業務実施体制	組織体制及び人員配置	A
2	NCU 調達及びシステム構築	NCU 機器類の仕様及び特徴	
		システムの仕様及び特徴、セキュリティ対策 設定及び動作確認等の具体的な作業工程	

No	項目	備考	業務区分
3	検針情報通知及び提供に関する提案	毎月定例日の検針情報及び概算料金の通知方法	A
		対象水栓への詳細な検針情報提供方法	
		将来的なシステムの拡張性	
4	システムその他	導入実績、広域的展望等	
5	維持管理（保守）	導入後の運用及び維持管理	B
6	【付帯業務】 NCU の設置施工	設置水栓使用者との日程調整及び作業工程等	C

見積額に関する記載は該当する項目内で記すこと。

(4) 業務提案書の様式

業務提案書は、A4 版用紙を使用し、横書き記載を原則とする。

両面印刷を原則とする。ただし、片面印刷とすることが効果的である場合はこの限りではない。

図面等で A3 版用紙を使用することも認めるが、2 ページ分と換算するものとする。なお、この場合には A4 サイズに折込むこと。

業務提案書一式 8 部を印刷製本し、PDF ファイルを保存した CD-R 等の記録媒体とともに提出すること。

ページ数は表紙を除き 20 ページ以内とし、全ページにページ番号を記載すること。

文字サイズは 11 ポイント以上とすること。ただし、図表及び図面等の注釈として用いる場合はこの限りではない。

その他の様式、記載方法は任意とする。

(5) その他書類様式

業務提案時に必要な書類様式は、次のとおりとする。

様式 No	書類名称
4 - 2	業務提案に関する誓約書
4 - 3	見積書（業務区分別各 1 部）
4 - 4	委任状（代理人への委任状）

(6) 見積書

見積書は、(3) 業務提案書の構成に記載した次の業務区分ごとに作成すること。

A: 初期費用【様式 4 - 3】

B: 持管理費用【様式 4 - 3】

C: NCU 設置費用【様式 4 - 3】

見積書は、それぞれに社名及び代表者氏名を記載のうえ、代表者印等を押印、見積提出日を記載し、3 部をひとつの封筒に入れて提出すること。

封筒は長3号サイズとし、件名及び社名を記載し、封筒継ぎ目に代表者印で封印すること。
見積金額は業務提案書との整合性を確保すること。

(7) 留意事項

提出期限後の提出書類の差替え及び追加は認めないものとする。ただし、市がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、認めることができる。

指定様式は市ホームページからダウンロードしたものを使用し、指定箇所に押印すること。

9. 受注者の選定及び契約

(1) 選定方法

受注者の選定手続きは別紙「射水市大口径水道メータースマート化業務評価基準」に示すものとする。

(2) 選考結果の通知及び公表

市は、選考の結果をとりまとめ、速やかに参加事業者に対して「審査結果通知書」により通知するとともに、市のホームページで公表する。公表内容は選定候補者及び総合評価点とし、次順位以下は匿名化する。なお、電話及びメールによる問い合わせには応じないものとする。

(3) 契約

市は選定候補者と本業務の契約交渉を行い、原則として業務区分ごとに契約を締結するものとする。

委託業務の範囲は仕様書に記載のとおりとするが、契約締結時において、双方の協議により、選定候補者が提案した内容を追加及び変更できるものとする。

市は、選定候補者との契約が締結できない事由が発生した場合には、次点者と契約交渉を行うものとする。

契約の公表は、業務区分 A(初期費用)に関するものとする。

10. 本業務に関する問合せ先

射水市上下水道部 上下水道業務課 上水道業務係

所在地 〒934-0048 富山県射水市布目1番地(布目分庁舎)

電話 0766-84-9641 F A X 0766-84-9653

メール jousui-gyoumu@city.imizu.lg.jp

U R L <http://www.city.imizu.toyama.jp/>

(本業務に係る情報の提供は、このホームページを通じて行う。)